

公益社団法人日本図書館協会図書館 寄贈資料受入基準

2025年8月21日制定

(趣旨)

第1条 この基準は、公益社団法人日本図書館協会図書館収書方針に基づき、日本図書館協会図書館（以下「日図協図書館」という。）の寄贈資料の受入について基準を定めるものである。

(寄贈資料の受入基準)

第2条 日図協図書館で寄贈の受入ができる資料は、「公益社団法人日本図書館協会図書館収書方針」に適合する資料とする。

第3条 図書館で寄贈の受入ができない資料は、次のとおりとする。

- (1) 「公益社団法人日本図書館協会図書館収書方針」に適合しない資料
- (2) 既に蔵書として登録されているものとの同一の資料
- (3) 汚破損がひどく、利用に耐えないと判断できる資料
- (4) その他、館長が必要と認めない資料

(寄贈資料の取り扱い)

第4条 寄贈資料の取り扱いについては、日図協図書館に一任する。

(その他)

第5条 その他、寄贈資料の受入に関し必要な事項は、館長が定める。

附則

- 1 この基準は、2025年8月21日から施行する。